

オープンイノベーション促進 税制を適用する際の留意点

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

概要

令和2年度税制改正において、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、国内の事業会社またはその国内CVC (Corporate Venture Capital) が、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%が所得控除される制度が創設されました。

要件

1. 対象法人

- ✓ 本税制の対象法人は、青色申告書を提出する法人で、スタートアップ企業とのオープンイノベーションを目指す、株式会社その他これに類する法人
- ✓ 加えて、対象法人が主体となるCVC (コーポレート・ベンチャーキャピタル) が出資する場合も対象

2. 出資を受けるスタートアップ企業の要件

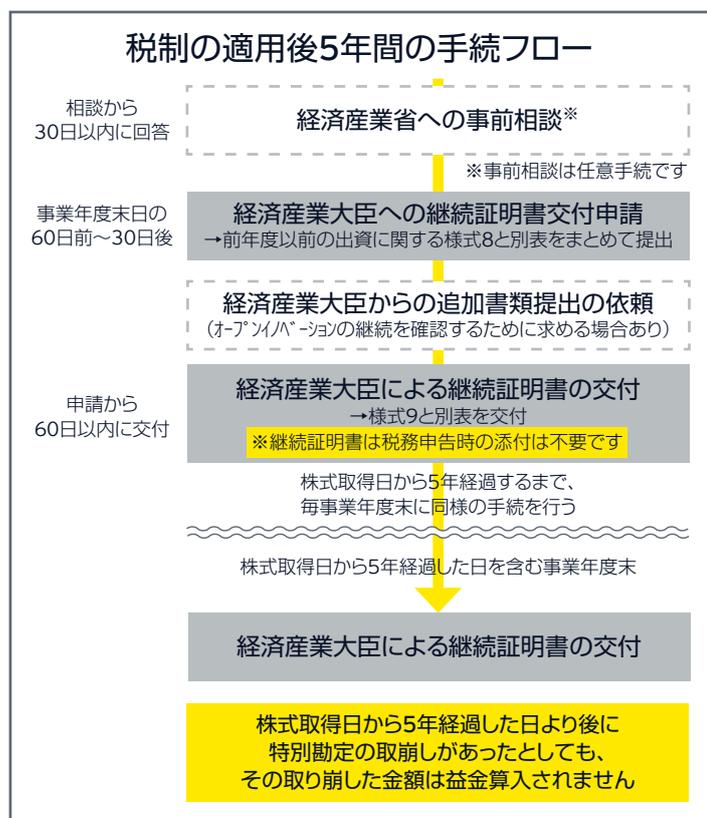
- ✓ 設立10年未満の未上場スタートアップ 等

3. 出資の要件

- ✓ 純投資目的ではなく、5年以上の株式保有を予定する1件あたり1億円以上の大規模出資 (中小企業の出資の場合は1件あたり1,000万円以上。海外スタートアップ企業への出資の場合には、一律1件あたり5億円以上)
- ✓ オープンイノベーション要件を満たす出資

手続き

初年度の証明書交付及び翌事業年度以降における手続きフローは下記の通りです。翌事業年度以降も、5年間、オープンイノベーションに向けて取り組んでいることを毎事業年度末に経済産業大臣に報告し、継続証明書の交付を受ける必要があります。



(出典:経済産業省HP)

留意点

(要件)

- 出資対象となるスタートアップ企業は、その発行済株式の総数に占める複数の法人による出資割合が合計3分の2未満である必要があります。すなわち、LPSや民法組合、個人投資家など、法人以外の者による出資割合が合計3分の1超である必要があります。創業者の資産管理会社がスタートアップ企業の株式を保有している場合は、当該資産管理会社は法人株主としてカウントされます。これまでご相談いただいた中で、当該要件を満たせないケースが多かったので、ご注意ください。(申請ガイドラインP.13参照)
- オープンイノベーション要件として、オープンイノベーションに資する株式取得であることが必要なため、例えば、投資契約に「買戻し条項」が含まれており、対等な連携に依拠したオープンイノベーションの実施が確認できない場合、当該要件を満たせない可能性があります。反社会的勢力を排除するために設けられている場合は問題ないと思いますが、当該条項がある場合は、経済産業省への事前相談をお勧めします。(申請ガイドラインP.22参照)

- 本税制の適用を受けるためには、確定申告書に別表10(6)と証明書の添付が必要になります。
- 繰越欠損金がある場合にその繰越額によっては当該税制の利用ができない場合がありますので、ご注意ください。
- 特別勘定積立金として計上する科目名については、「特定株式取得積立金」「オープンイノベーション促進積立金」などが利用されています。

(手続き)

- 経済産業省への相談や申請が集中すると想定される3～6月は、余裕をもった事前相談・証明書交付申請をお勧めします。
- 事前相談と証明書交付申請は、原則的には「オープンイノベーション促進税制」申請ウェブサイトで行います。申請ウェブサイトの利用にあたっては、政府共通認証基盤「GビズID」プライムアカウントを作成する必要があり、作成までに2週間ぐらいを要します。また投資先企業もGビズIDを作成の上、投資先企業に申請内容の確認と署名の依頼が必要になります(オープンイノベーション促進税制 利用者マニュアルを参照)。

参考資料

オープンイノベーション促進税制の概要等

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/open_innovation_zei.html

申請ガイドライン

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/kankeihorei/200610_oizeisei_guideline.pdf

「GビズID」プライムアカウント利用者向けマニュアル

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf

オープンイノベーション促進税制 利用者マニュアル

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/shinseimanyuaru/riyousyamanyuaru.pdf

別表10(6)

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2020/pdf/10\(06\).pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2020/pdf/10(06).pdf)

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

矢嶋 学
宮崎 晃

アソシエートパートナー
シニアマネージャー

manabu.yajima@jp.ey.com
akira.miyazaki@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EY メンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-tax をご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20210318

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 税理士法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp